

【女性部会活動】県法連合同セミナーin佐渡

第14回目となる女性部会合同セミナーが9月13日に吾妻夕映亭を会場に盛大に開催されました。このセミナーは、第1回目を佐渡で開催し、県内を一巡して佐渡では2回目となります。第1部は「佐渡ジオパークで島の魅力再発見の旅を」をテーマに渡邊剛忠氏に講話を賜り、第2部は相川町商工会女性部の皆さんより「相川音頭」「佐渡おけさ」を披露して頂きました。県内の女性部会員約100名が参加。当部員がそれぞれ担当をこなし関係者のご協力を頂きながら盛会裏に終える事が出来ました。また、佐渡を存分にアピールする場となりました。



開催地挨拶 計良部会長



講師 渡邊剛忠氏



伝統芸能披露 相川町商工会女性部



参加者全員で佐渡おけさ

【青年部会活動】 租 税 教 室 の 実 施

1月18日、松ヶ崎小学校で租税教室を開催しました。生徒の皆さんからは、「税の大切さを知る事が出来た」「税金がないと世の中は大変になってしまう」など、感想が書かれたカードを後日頂きました。



【青年部会活動】 税務署幹部との懇談会

11月9日、佐渡税務署にて懇談会を開催しました。消費税の軽減税率をテーマに部員6名と税務署幹部5名が意見を交わしました。また、佐渡の税収や佐渡に対する想いなど活発な議論も行われました。



国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

「e-Tax」なら
国税に関する申告や
納税、申請・届出などの
手続きがインターネット
で行えます。

電子申告で効率UP!



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

- ※ e-Tax の利用に際しては、事前準備が必要です。詳しくは
e-Tax ホームページ (www.e-Tax.nta.go.jp) をご覧ください。

医療費控除は

裏面の明細書を作成
して提出すればOK!!

領収書が提出不要となりました

改正の ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

“医療費控除の明細書” の添付

が必要となりました。

※ 医療費の領収書は自宅で**5**年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書(裏面)の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

国税太郎さんが受けた医療
2/18 ■■病院 診療 6,000円 ①

5/28 ■■病院 診療 3,400円 ①

▲▲薬局 医薬品 700円 ②

国税花子さんが受けた医療
9/13 ○○診療所 診療 3,300円 ③
医薬品 1,100円

平成 年分 医療費控除の明細書

※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 国税 太郎

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(のり)を添付する場合、右記の①～⑤を記入します。
※ 医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、右の6項目が記載されたものをいいます。
(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) ①のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) ②のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円 〇	円 〇	円 〇

(①:被保険者等の氏名、②:療養を受けた年月、③:療養を受けた者、④:療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤:医療保険者等が支払った医療費の額、⑥:医療費等の名称)

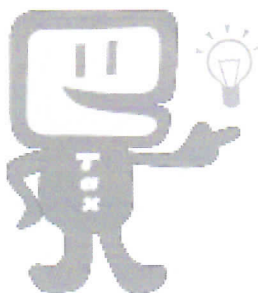
2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) ⑤のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
太郎	■■病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	0,400 円	円

2 医療費(上記1以外)の明細 欄の書き方

	(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
①	国税 太郎	■■病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	9,400円
②	同上	▲▲薬局	□診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	700円
③	国税 花子	○○診療所	☑診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	4,400円



・ 医療を受けた人
・ 病院・薬局
ごとに医療費を合計
して記載します。

医療費控除の申告は

確定申告書等作成コーナーで!

「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー



www.keisan.nta.go.jp



税務署

